

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	登録者証（小児慢性特定疾病）の交付	
根拠法令・条項	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の２第４項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が児童福祉法第６条の２第３項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを満たしているか。	
標準処理期間	標準処理期間	５０日～６０日程度
	標準処理期間を設定できない理由	